

日光市中小事業者等 省電力設備導入費補助金

エネルギー価格高騰の影響を受ける
事業者の皆さまを支援します!



日光市では、エネルギー価格等の高騰を受ける市内中小企業や個人事業主の皆様(以下「中小事業者等」とします。)が、エネルギーコストの軽減を目的に、省エネ性能の高い設備への「更新」に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

- 市内に事業所(本店または、工場等)を有する中小企業者、小規模事業者(法人・個人事業主等)
- 申請日に時点において、創業から12か月を経過しており、今後も事業継続の意思があり、かつ市税等を滞納していない事業者。
- 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一の補助対象費用に対する支援を受けていないこと。

補助内容

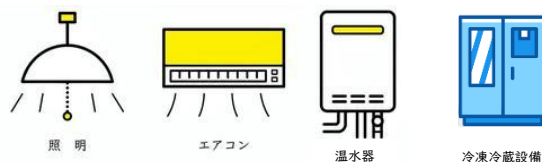
- 補助要件: 既存設備を**更新する場合**に限る。(※消耗品は対象外)
- 補助率: 補助対象費用(税抜き)の**2/3** 1,000円未満切り捨て
- 補助金額: 1事業者あたり(上限)**50万円**

補助対象経費

省エネ機器の更新に係る費用(購入費、設置工事費等)とし、以下の要件を満たすもの。

(1) 対象機器(設置工事を伴うもの)

- ①エアコン(※室温調節機能があるもの)
- ②LED照明設備(※電球交換、センサー交換のみは対象外)
- ③冷凍冷蔵設備(※冷蔵ショーケース含む)
- ④温水器(※ガス温水器、石油温水器、電気温水器)



※詳細は別紙 Q&A 及び↓こちら↓から
https://www.city.nikko.lg.jp/shigoto_sangyo/kigy-o-jigyosha/3/7238.html

(2) 対象機器の性能基準

トップランナー基準を満たす(最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上(統一省エネラベル表示等)の機器※とし、中古品でないものとします。



省エネ製品情報サイト

※機器の省エネ性能は「省エネ製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)」でも確認することができます。

なお、業務用製品については、上記サイトで検索されない場合がありますので、製造メーカーのサイト等でご確認ください。

(3) 対象経費の総額が**10万円(税抜)以上**の事業を補助対象とします。

申請期間

令和6年4月16日(火)~7年1月31日(金) (※)

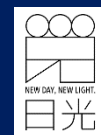
事業開始前
窓口申請

※対象設備の設置及び支払いが令和7年2月28日(金)までに完了するもの。

《注意!》 当補助金は、当該期間に限らず予算の上限に達し次第終了となります。

問合せ

日光市 観光経済部 商工課 商業係
〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所2階 **26番窓口**
TEL: 0288-21-5136 FAX: 0288-21-5121 MAIL: shoko@city.nikko.lg.jp



事前相談

■申請者⇔商工課

※原則事業開始前相談・申請

※申請前に商工課へご相談ください。

交付申請

■申請者⇒商工課へ

※概ね工事着工予定の10日前までに提出してください

【申請時必要書類】

1. 日光市中小事業者等省電力設備導入費補助金交付申請書(様式第1号)
2. 宣誓書兼同意書(様式第2号)
3. 市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類
 法人：直近の法人税の確定申告書類別表一及び法人事業概況説明書(両面)の写し
 個人事業主：直近の確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書(1、2頁)の写し、営業許可証等
 ※共通※事業所の位置図・住宅地図やGoogleマップ等出力したもの
4. 法人の登記事項証明書の写し(補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの。但し、補助対象者が法人の場合に限る。)
5. 補助対象事業に係る導入設備の仕様が判別できる書類
 省エネ基準達成率(統一省エネラベルなど)を確認できるカタログなど
6. 既存設備の写真及び設置場所が確認できる書類
 平面図、見取り図など、更新前の設備の状況(場所、事業用)が確認できるもの
7. 補助対象設備の導入経費に係る見積書の写し(対象経費の明細がわかるもの)
8. 振込指定口座の通帳の写し

交付決定
通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎申請内容を審査し、補助対象と決定・「交付決定通知書」発送

工事等着工
～完了

■申請者⇒商工課へ

【工事等着手・完了時必要書類】

1. 着手届(市様式) 2. 完了届(市様式)

実績報告

■申請者⇒商工課へ

【完了後必要書類】

1. 実績報告書(市様式) 2. 業者からの請求書の写し※明細のわかるもの
3. 領収書等の写し 4. 工事施工後又は設置後の設備等の写真

交付確定
通知書発行

▼商工課⇒申請者へ

◎報告内容を審査し、補助金額確定・「補助金等確定通知書」発送

補助金請求

■申請者⇒商工課へ

【請求時必要書類】

1. 補助金等交付請求書(市様式) 2. 市から発送された補助金等確定通知書の写し

補助金支払

◎振込依頼口座に支払い

※申請等に必要な各種申請様式は、「日光市公式ホームページ」から⇒⇒ダウンロードいただくか、市商工課窓口にて受け取ることができます。

